

➤ 離職されたみなさまへ ◀

◆このパンフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票-2」の裏面もお読みください。

① 雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「求職者給付」があります。「求職者給付」には、一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢継続被保険者(※1)に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者(※2)に対する「特例一時金」などがあります。

以下、最も代表的な「基本手当」(いわゆる失業手当)を中心に、その内容や手続きを説明します。

※1 同一の事業主に65歳に達する前から引き続いて、65歳以後雇用されている方
(船員であった方は生年月日により年齢要件が異なる場合があります)

※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方

失業の状態ですぐに働ける方は
受給資格決定の手続きを

病気、出産、育児などですぐに働けない方は
受給期間延長申請を

②以降を参照してください

6ページの⑩を参照してください

② 失業の状態ですぐに働ける方とは

離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力(健康状態・家庭環境など)があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

③ 次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付(基本手当ほか)は、再就職をめざす方を支援する制度です。

原則として次に該当する方には支給されませんが、その状態によって支給可能になる場合もありますので、ハローワークにご相談ください。

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ① 家事に専念する方 | ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方 |
| ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方 | ⑧ 会社の役員等に就任している方
(就任の予定や名義だけの役員も含む) |
| ③ 家業に従事し職業に就くことができない方 | ⑨ 就職・就労中の方(試用期間を含む) |
| ④ 自営業を開始、または自営準備を開始する方 | ⑩ パート、アルバイト中の方 |
| ⑤ 次の就職が決まっている方 | ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方 |
| ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方 | |



④ 求職者給付を受ける手続きは

雇用保険の求職者給付を受給するためには、みなさまの住所を管轄するハローワークへ、ご自身で求職申し込み（9ページ参照）などの手続きをしてください。

受給手続きに必要なもの

1. 離職票一1 → 氏名や口座番号などを記入してください。（〈記入例〉参照）
2. 離職票一2
3. 雇用保険被保険者証
4. 運転免許証または住民基本台帳カード(写真付き)
これらをお持ちでない方は、次の①～③のうち、異なる2種類をお持ちください。
(コピー不可)
 - ① 旅券（パスポート）
 - ② 住民票記載事項証明書（または住民票の写し・印鑑証明書）
 - ③ 国民健康被保険者証（健康保険被保険者証）
5. 本人の印鑑（シャチハタ以外）
6. 写真2枚（最近の写真、正面上半身、寸 3.0 cm×3.3 cm）
7. 本人名義の預金通帳（一部の金融機関を除く）
ただし、金融機関指定届に金融機関による確認印があれば、通帳は必要ありません。
8. 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳

〈記入例〉

求職者給付等払渡希望金融機関指定届					
		フリガナ	ロードウ	タロウ	
届出者	1	氏名	労働 太郎		
	2	住所または 居 所	東京都千代田区霞ヶ関1の2		
払渡希望 金融機関	3	フリガナ 名 称	○×ギンコウ	△◇シデン	金融 機 関 確 認 印 ○× 銀行 △◇ 支店
	4	預金(貯金) 通帳の記号 (口座)番号	1234567		
		金融機関コード	店舗コー ド		
		9 8 7 6	3 4 5		

◆船員であった方が、離職後、引き続き船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申し込み手続きをお願いします。

⑤ 求職者給付を受ける資格は【基本手当の受給資格】

- ◆ 原則として、**離職の日以前2年間に12か月以上被保険者期間**（※1）がある。
- ◆ 倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※2）は、**離職の日以前1年間に6か月以上被保険者期間**がある。

※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。

※2 特定受給資格者・特定理由離職者については5ページの◎をご参照ください。

《複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください》

- ★ 高年齢継続被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金は、**離職の日以前1年間に6か月以上**の被保険者期間が必要となります。

⑥ 1日当たりの給付額【基本手当日額】

失業している日に受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

原則として、離職の日以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」といいます）のおよそ5～8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。

また、基本手当日額には、上限額・下限額が定められています。※基本手当日額は毎年8月1日に改訂されます。

(60歳未満又は65歳以上のめやす)

賃金日額(円)	受給率	基本手当日額(円)
2,320	80	1,856
3,000	%	2,400
4,000	%	3,200
4,640		3,712
5,000	80	3,923
6,000	%	4,455
7,000	%	4,901
8,000	50	5,264
9,000	%	5,541
10,000	%	5,735
11,000	%	5,843
11,740		5,870
12,000		6,000
12,880		6,440
13,000	50	6,500
14,000	%	7,000
14,310		7,155
15,000		7,500
15,740		7,870

※1…30歳未満又は65歳以上の上限

※2…30歳以上45歳未満の上限

※3…45歳以上60歳未満の上限

(60歳以上のめやす)

賃金日額(円)	受給率	基本手当日額(円)
2,320	80	1,856
3,000	%	2,400
4,000	%	3,200
4,640		3,712
5,000		3,893
6,000	80	4,318
7,000	%	4,578
8,000	%	4,628
9,000	45	4,678
10,000	%	4,728
10,570		4,756
11,000		4,950
12,000	45	5,400
13,000	%	5,850
14,000		6,300
15,020		6,759

※4…60歳以上65歳未満の上限

◆ およその計算式

$$\left(\frac{\text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \right) \times (\text{給付率 } 50\sim 80\%) = \text{【基本手当日額】}$$

※ 60～64歳の方については45～80%

⑦ 基本手当の給付日数【所定給付日数】

◆ 定年・契約期間満了や自己都合退職の方

離職時の満年齢 \ 被保険者であった期間	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

◆ 障害者等の就職困難者

離職時の満年齢 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

離職時の満年齢 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		240日		270日	
45歳以上60歳未満		180日		270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

次の方には、一時金を一括支給します。

◆ 高年齢継続被保険者（65歳以上で退職された方）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

◆ 短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40日分 (暫定措置)
---------	----------------

船員であった方は生年月日により年齢要件が異なることがあります。

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

⑧ 支給の開始と期間【待期】【給付制限】【受給期間】

離職理由	解雇、定年、契約期間満了で離職	自己都合、懲戒解雇で離職
支給の開始	離職票を提出し、求職申し込みをしてから7日間の失業している日(待期)が経過した後	離職票を提出し、求職申し込みをしてから7日間の失業している日(待期)+3か月(給付制限)が経過した後
受給期間	<p style="text-align: center;">離職の日の翌日から1年間 1年の間に所定給付日数を限度として支給します。受給期間を過ぎてしまうと、給付日数が残っていても支給されません。(早めに手続きをしてください)</p> <p style="text-align: center;"><例> 所定給付日数 150 日の場合 (自己都合により離職)</p> <p style="text-align: center;">← 受給期間 (1年間) → 支給を受けることができません。</p> <p style="text-align: center;"> 待期 (7日) 給付制限 (3か月) 120日分支給 30日分 </p> <p style="text-align: center;"> 離職日 の翌日 離職票提出 受給期間満了日 </p>	

※ 基本手当を受けるには、原則として4週間に1回の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。

★ 高年齢継続被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期限(支給を受けることができる期限)は**離職の日の翌日から1年を経過する日**、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期限は**離職の日の翌日から6か月を経過する日**となります。

⑨ 特定受給資格者、特定理由離職者とは

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」とは

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方であり、**特定理由離職者**とは、特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。それぞれ該当者の範囲が定められています。

◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」に該当するかどうかの判断

特定受給資格者・特定理由離職者に該当するかどうかの判断は、離職理由により、ハローワークが行います。離職理由の判定は、事業主が主張する離職理由と、離職者が主張する離職理由を把握し、それぞれの主張を確認できる資料による事実確認を行った上で、最終的にハローワークにて慎重に行います。

特定受給資格者および特定理由離職者の範囲と判断基準については、ハローワークにお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページにパンフレットを掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/koyouhoken03.pdf>

⑩ すぐに働くことができない方は…65歳未満で退職された場合は【受給期間延長】

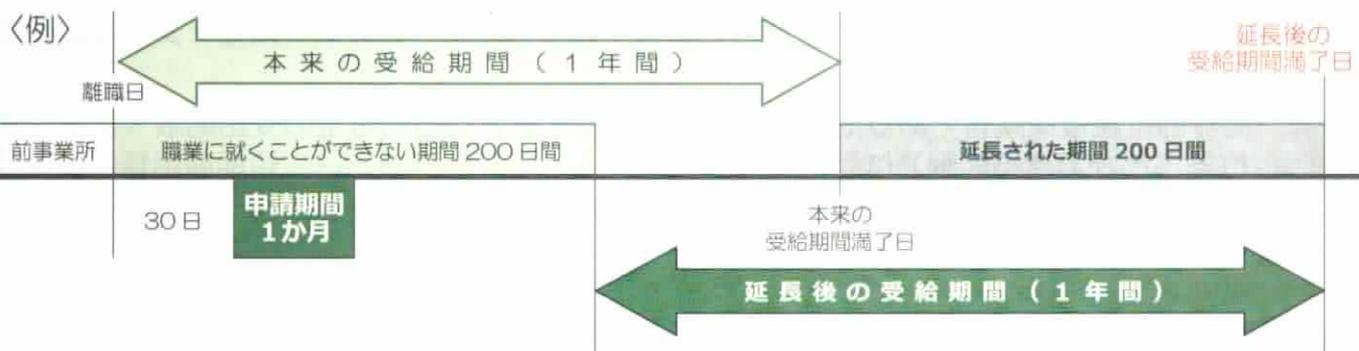
退職後1年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が30日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。

また、教育訓練給付の受講を希望している方については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。

- ① 病気やけがで働くことができない(健康保険の傷病手当、労災保険の休業補償を受給中の場合を含む)
- ② 妊娠・出産・育児(3歳未満に限る)などにより働くことができない
- ③ 親族の介護のため働くことができない
- ④ 60歳以上の定年等により退職して、しばらくの間休養する(船員であった方は年齢要件が異なります)

受給期間延長の申請手続き

延長理由	病気やけが、妊娠、出産、親族の介護 など	60歳以上の定年 など
申請期間	退職の日(働くことができなくなった日)の翌日から30日過ぎてから1か月以内	退職の日の翌日から2か月以内
延長期間	(本来の受給期間) 1年 + (働くことができない期間) 最長3年間	(本来の受給期間) 1年 + (休養したい期間) 最長1年間
提出書類	受給期間延長申請書、離職票-1、離職票-2、本人の印鑑(シャチハタ以外) 延長理由を証明する書類	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方(委任状が必要)	原則として本人来所
提出先	住所を管轄するハローワーク	



- ★ 高年齢継続被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限(支給を受けることができる期限)の延長はできません。

⑪ 年金との併給調整について

65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時には受けられません。基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になります。

詳細は、お近くの**日本年金機構の各年金事務所**へご確認ください。

⑫ 国民健康保険料(税)の軽減について

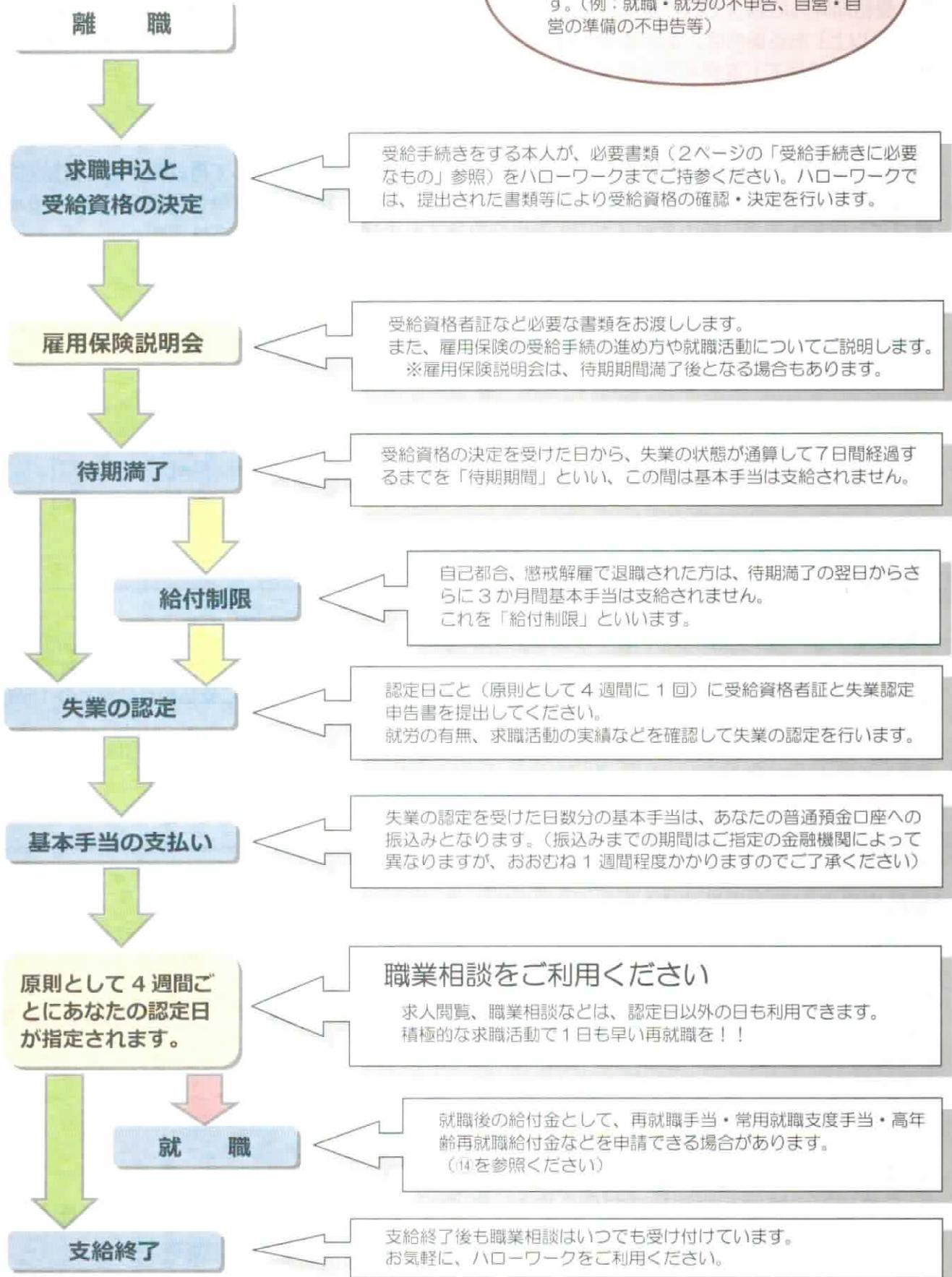
特定受給資格者・特定理由退職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料(税)が軽減される制度があります。(高年齢受給資格者・特例受給資格者は軽減制度の対象にはなりません)

軽減を受けるためには届け出が必要となります。詳細は、**お住まいの市町村の国民健康保険担当**へご確認ください。

⑬ 基本手当の受給手続きの流れ

ご注意ください!

偽りその他不正の行為によって求職者給付を受け、または受けようとした場合は不正受給として厳しい処分が行われます。(例：就職・就労の不申告、自営・自営の準備の不申告等)



⑭ 早期の再就職に支給される手当

ハローワークに求職の申し込み（離職票の提出）をして、待期期間を経過した後、早期に安定した職業に就いた（※）方には、**再就職手当**を支給します。就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、受給期間内に残っている基本手当の支給日数（支給残日数）が所定給付日数の3分の1以上〔3分の2以上〕ある場合は、支給残日数の5割〔6割〕に相当する日数に基本手当日額を乗じた額（1円未満は切り捨て）を受給できます。受給には一定の要件を満たすことが必要です。

※ 雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって雇用保険の被保険者を雇用する場合など。

また、受給期間内に所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態（1年を超える見込みのない雇用）で就業した場合には、その就業日ごとに基本手当日額の3割（1円未満は切り捨て）の**就業手当**が支給されます。

なお、どちらの手当も、年齢により基本手当日額に上限額があります。

離職理由による給付制限を受けた方は、待期期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当・就業手当が支給されます。

上記の手当以外にも「常用就職支度手当」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

60歳以降に再就職した方には・・・

離職後に基本手当を受給している60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残した状態で再就職（1年を超える雇用見込み）して被保険者となり、再就職後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合には、**高年齢再就職給付金**が支給されます（各月に支払われた賃金の15%が限度となります）。

ただし、同一の就職で再就職手当と高年齢再就職給付金の双方の支給要件を満たす場合は、どちらか一方のみの支給となります。

失業した方が創業した場合には・・・

【受給資格者創業支援助成金】

離職して雇用保険の受給資格の決定をされた方（決定された受給資格の被保険者であった期間が5年以上の方に限ります）が自ら創業し、創業後1年以内に継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）を雇い入れ、雇用保険の適用事業主となった場合に、創業に要した費用の3分の1を助成します（最大150万円まで）。創業後1年以内に雇用保険の被保険者を2名以上雇い入れた場合は、さらに50万円の上乗せがあります。

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

再就職の第一歩は、まずご自身をよく知ることから始まります。

これまでの職歴を棚卸しながら、次ページの記入例を参考に求職申込書をお書きください。

再就職のために
ハローワークを活用して
職業相談を!!

公共職業安定所(ハローワーク)案内図

雇用保険の手続きは、お住まいを管轄するハローワークで行ってください。

「雇用保険給付の手続き」は、平日午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日及び年末年始を除く)までとなっております。

※ 県内の一部のハローワークでは、「職業相談・職業紹介」を平日午前8時30分から午後7時まで、土曜日は午前10時から午後5時まで行っておりますが、「雇用保険給付の手続き」につきましては、平日午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日及び年末年始を除く)までとなっておりますので、ご注意ください。

- 「職業相談・職業紹介」はハローワークの附属施設でも行っておりますので、ご利用ください。
- 各ハローワークとも、駐車場が狭いため、お車での来所はご遠慮ください。

ハローワーク 川口

川口公共職業安定所
〒332-0031 川口市青木3-2-7
☎ 048(251)2901 FAX 048(251)3664

管轄区域 川口市 蕨市 戸田市

ハローワーク 熊谷

熊谷公共職業安定所
〒360-0014 熊谷市箱田5-6-2
☎ 048(522)5656 FAX 048(524)5690

管轄区域 熊谷市 深谷市 寄居町

ハローワーク 本庄

熊谷公共職業安定所本庄出張所
〒367-0053 本庄市中央2-5-1
☎ 0495(22)2448 FAX 0495(21)4924

管轄区域 本庄市 上里町 美里町 神川町

ハローワーク 大宮

大宮公共職業安定所
〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-525
☎ 048(667)8609 FAX 048(651)0331

管轄区域 さいたま市のうち西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区 鴻巣市(旧吹上町、旧川里町を除く) 上尾市 鴻巣市 北本市 蓮田市 伊勢町

ハローワーク 川越

川越公共職業安定所
〒350-1118 川越市豊田本277-3 川越合同庁舎1F
☎ 049(242)0197 FAX 049(246)2754

管轄区域 川越市 富士見市 ふじみ野市 坂戸市 鶴ヶ島市

ハローワーク 東松山

川越公共職業安定所東松山出張所
〒355-0073 東松山市上野本1088-4
☎ 0493(22)0240 FAX 0493(23)6272

管轄区域 東松山市 小川町 嵐山町 川島町 吉見町 滑川町 鳩山町 ときがわ町 栗枝交村

ハローワーク 浦和

浦和公共職業安定所

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤5-8-40
☎ 048 (832) 2461 FAX 048 (829) 2984

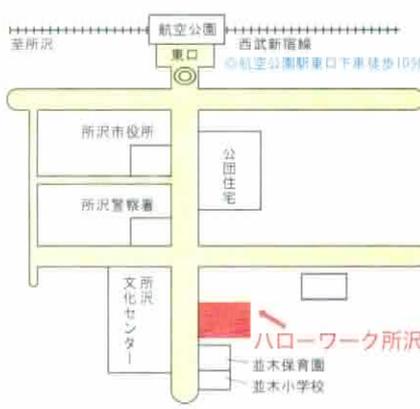


管轄 さいたま市のうち中央区
区域 桜区、浦和区、南区、緑区

ハローワーク 所沢

所沢公共職業安定所

〒359-0042 所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎1F・2F
☎ 04 (2992) 8609 FAX 04 (2992) 2444

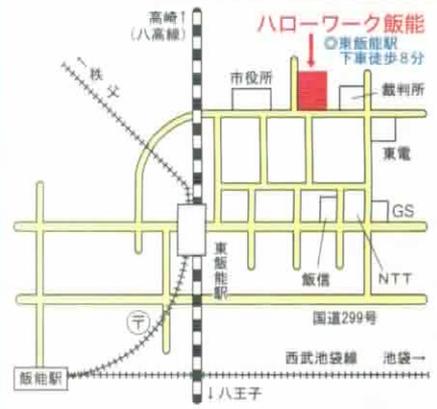


管轄 所沢市 入間市 (仏子、野田、新光を除く)
区域 狭山市 三芳町

ハローワーク 飯能

所沢公共職業安定所飯能出張所

〒357-0021 飯能市双柳94-15 飯能合同庁舎1F
☎ 042 (974) 2345 FAX 042 (973) 7318



管轄 飯能市 入間市のうち仏子、野田、新光
区域 日高市 毛呂山町 越生町

ハローワーク 秩父

秩父公共職業安定所

〒369-1871 秩父市下影森1002-1
☎ 0494 (22) 3215 FAX 0494 (24) 6898



管轄 秩父市 皆野町 長瀬町 小鹿野町
区域 横瀬町

ハローワーク 春日部

春日部公共職業安定所

〒344-0036 春日部市下大増新田61-3
☎ 048 (736) 7611 FAX 048 (737) 5232



管轄 春日部市 久喜市 幸手市 白岡市 杉戸町
区域 宮代町

ハローワーク 行田

行田公共職業安定所

〒361-0023 行田市長野943
☎ 048 (556) 3151 FAX 048 (556) 1309



管轄 行田市 加須市 羽生市
区域 鴻巣市のうち旧吹上町、旧川里町

ハローワーク 草加

草加公共職業安定所

〒340-8509 草加市弁天4-10-7
☎ 048 (931) 6111 FAX 048 (931) 6615



管轄 草加市 三郷市 八潮市

ハローワーク 朝霞

朝霞公共職業安定所

〒351-0025 朝霞市三原1-3-1
☎ 048 (463) 2233 FAX 048 (464) 3012

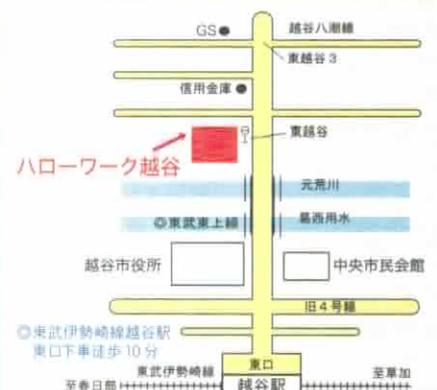


管轄 朝霞市 志木市 和光市 新座市

ハローワーク 越谷

越谷公共職業安定所

〒343-0023 越谷市東越谷1-5-6
☎ 048 (969) 8609 FAX 048 (969) 8610



管轄 越谷市 吉川市 松伏町

お仕事探しに役立つハローワークのサービスをご利用ください！

職業相談・紹介

職業相談窓口では就職に関する職業相談・職業紹介・求人情報などの提供をしています。
お気軽にお申し付けください。

個別相談

ご希望の方には、専門相談員による個別相談を行っています。完全予約制でのマンツーマン方式で、きめ細かく支援します。

職業訓練

新たな職種にチャレンジする際などに、職業訓練によるスキルアップについてご相談、ご案内します。

就職支援セミナー

就職活動の進め方、応募書類の作成の仕方、面接の心構えなどについて講義形式や演習形式で習得することができます。

求人検索パソコン

専用のパソコンを使用して、賃金や就業場所等から希望に合った仕事を探することができます。

就職面接会

複数の企業を集め、採用担当者と直接面接できる面接会を開催しています。開催内容や日程等については、埼玉労働局ホームページで随時ご案内しています。

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.go.jp>

全国のハローワークの求人を検索することができます。詳しい内容を知りたい場合は、「求人番号」を控えてご来所ください。

※一部のサービスについては、コーナー等が設置されていないため実施していないハローワークもございます。
また、各サービスの詳しい内容等はハローワーク相談窓口までお問い合わせください。

◆関連施設のご案内 (雇用保険給付の手続きは下記施設では行っておりませんのでご注意ください。)

マザーズハローワーク・コーナー

仕事と子育ての両立を目指すパパ・ママのための施設です。キッズコーナーもあるので、お子様連れでも安心して、お仕事探しができます。

ハローワーク川口 マザーズコーナー Tel 048-251-2901	川口市青木 3-2-7 (ハローワーク川口内) 平日 8:30~17:15
ハローワーク熊谷 マザーズコーナー Tel 048-522-5656	熊谷市箱田 5-6-2 (ハローワーク熊谷内) 平日 8:30~17:15 (火・木は 19:00 まで) 第1・第3土曜は 10:00~17:00
マザーズハローワーク 大宮 Tel 048-856-9500	さいたま市大宮区桜木町 1-9-4 1F(外大宮ビル)4F 平日 9:00~17:00 (火・木は 19:00 まで) 第1・第3土曜は 10:00~17:00
ハローワーク川越 マザーズコーナー Tel 049-242-0197	川越市豊田本 277-3 (ハローワーク川越内) 平日 8:30~17:15 (水・金は 19:00 まで) 第2・第4土曜は 10:00~17:00
ハローワークプラザ所沢 マザーズコーナー Tel 04-2993-5334	所沢市並木 2-4-1 航空公園駅ビル 2F 平日 9:00~17:00 (火・木は 19:00 まで) 第1・第3土曜は 10:00~17:00
ハローワーク越谷 マザーズコーナー Tel 048-969-8609	越谷市東越谷 1-5-6 (ハローワーク越谷内) 平日 8:30~17:15 (火・木は 19:00 まで) 第1・第3土曜は 10:00~17:00

埼玉人材銀行

40歳以上で管理職(課長職以上)・専門職・技術職の経験豊富な方を対象にハローワークでは検索できない専用求人を公開しています。ぜひご利用ください。<http://www.saitama-jingin.go.jp/>
さいたま市大宮区桜木町 1-9-4 エクセレント大宮ビル 5F
平日 8:30~17:00 Tel 048-871-9270

